

令和7年4月1日以降の総合評価落札方式
及び低入札価格調査制度の一部変更について

令和7年4月1日

奈良県県土マネジメント部技術管理課

令和7年4月1日以降の総合評価落札方式及び低入札価格調査制度の一部変更について

[変更内容]

奈良県水道局が奈良県広域水道企業団に参加することに伴い、令和7年4月1日以降の公告工事より、下記のとおり総合評価落札方式の評価内容及び低入札価格調査制度を一部変更します。

① 総合評価落札方式

- ・企業チャレンジ評価型及び舗装工事（1千万円以上5千万円未満）の受注工事量について、令和7年4月1日以降に奈良県広域水道企業団が入札公告する建設工事は、受注工事量の受注件数に含めません。なお、令和7年3月31日までに水道局と契約した建設工事は受注件数の対象となります。

② 低入札価格調査制度

- ・令和7年4月1日以降に県土マネジメント部が入札公告する建設工事より、調査基準価格を下回る価格をもって工事を契約する場合、新たな工事への入札参加制限対象部局から水道局（奈良県広域水道企業団）を除きます。

※奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領 第6（14）

調査基準価格を下回る価格をもって単独又は特定建設工事共同企業体の一構成員として契約する場合においては、当該者又は当該構成員の、県土マネジメント部、食農部、環境森林部（森林環境課及び県産林利用推進課に限る。以下同じ。）~~又は水道局~~が入札公告を行った工事又は令和6年度以前に水道局が入札公告を行った工事における過去2ヶ年度の間（当該契約対象工事の発注年度を含まない。）の工事成績評定点の当該工事と同じ工事種別の平均値（県土マネジメント部の平均値、食農部及び環境森林部の平均値又は水道局の平均値の最も低い値とする。）が70点未満のときは、当該工事の契約締結日から受注者が提出する完成通知日に記載の完成日又は、契約締結後1年を経過する日までのいずれか早い日まで、県土マネジメント部、食農部又は環境森林部~~又は水道局~~が入札公告を行う新たな工事（当該工事と同じ工事種別に限る。）の入札に参加することができない

詳しくは、参加する工事の入札公告・入札説明書・落札者決定基準をご確認下さい。

Q3-40 奈良県水道局が令和7年4月1日から奈良県広域水道企業団に参加しましたが、総合評価落札方式に変更はありますか？

A3-40 令和7年4月1日付けの組織改編により、以下のとおり変更します。

- ① 企業チャレンジ評価型及び舗装工事（1千万円以上5千万円未満）の受注工事量について、令和7年4月1日以降に奈良県広域水道企業団が入札公告する建設工事は、受注工事量の受注件数に含めません。なお、令和7年3月31日までに水道局と契約した建設工事は受注件数の対象となります。
- ② 令和7年4月1日以降に県土マネジメント部が公告する建設工事より、調査基準価格を下回る価格をもって工事を契約する場合の新たな工事への入札参加制限対象部局から水道局（奈良県広域水道企業団）を除きます。詳細は、参加する工事の入札公告・入札説明書・落札者決定基準をご確認下さい。
- ③ 令和7年4月1日以降に奈良県広域水道企業団が公告した建設工事は、奈良県の工事実績には含まれず、奈良県を除く地方公共団体の工事実績として評価します。
- ④ 令和7年4月1日以降、水道局との災害協定の締結は、奈良県との災害協定の締結に含まれません。

Q3-41 奈良公園事務所が令和6年4月1日より、県土マネジメント部から観光局へ移管されましたが総合評価落札方式に変更はありますか？

A3-41 奈良公園事務所は、令和6年4月1日付けの組織改編により、県土マネジメント部から産業部観光局へ移管されました。

県土マネジメント部発注工事の総合評価落札方式の評価項目（工事成績評定点や表彰）は、落札者決定基準に記載のとおり、県土マネジメント部発注工事が対象となります。

令和6年4月1日以降に奈良公園事務所が所管する建設工事の工事成績評定点や表彰は、県土マネジメント部総合評価落札方式の評価内容（工事成績評定点や表彰）の対象外となりますので、ご注意ください。

Q3-21

同種工事になりうる過去の工事で現場代理人として配置されていましたが、その工期中に主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を取得しました。この場合、現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）として「配置予定技術者の実績」の加点対象となりますか。

A3-21

現場代理人として配置された工事の工期内に、その工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を得た後、その国家資格を有した状態で工期の完了日からさかのぼって工期全体の1 / 2以上の期間配置された場合、現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）の実績として評価の対象となります。

またこの場合、当該国家資格を有した日（※1）が確認できる資料（監理技術者資格者証、合格証明書、登録証等）の添付が必要です。

なお、工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる建設業法（技術検定）による国家資格とは以下のとおりです。

例）土木一式工事の場合

現場代理人として従事していた工事の技術者の役割	評価の対象となる資格
監理技術者	1級土木施工管理技士or 1級建設機械施工管理技士
主任技術者	2級土木施工管理技士or 2級建設機械施工管理技士

※1 起算日は、技術士にあっては登録日又は土木施工管理士の合格日です。技術士第二次試験の合格日ではありません。

Q3-28 配置予定技術者（専任補助制度、若手・女性チャレンジ）に関する確認について、保険証等の写しは必要ですか。

A3-28 年齢や性別確認のために、~~被保険者証身分証明書等~~の写しの提出が**必要な場合があります。**をお願いしています。なお、女性を配置予定技術者として申請し、加点評価されて契約した工事については、契約後に監督職員が性別を確認します。

マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）の施行に伴い、令和6年12月2日以降健康保険証の新規発行が行われなくなりました。

年齢を確認する身分証明書として、運転免許証、監理技術者資格者証等の提出をお願いします。

引き続き被保険者証等を提出する際は、下記部分をマスキングしてください。

- 被保険者等の記号・番号
- 保険者番号
- QRコード

